- の文言は改定後に変更となります。
- の文言は改定後に追加となります。

ETC カード特約(個人用)

| 第8条(会員保障制度) | 第8条(会員保障制度) |
|--------------------------------|--|
| 3. | 3. |
| | (6)会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等 |
| | の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起 |
| | 因する場合 |
| (6)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の6 | (7)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の6 |
| 1日以前に生じた損害 | 1日以前に生じた損害 |
| (7)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛 | (8)戦争・地震等による著しい秩 |
| 失・盗難に起因する損害 | 序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 |
| (8)その他本特約および会員規約に違反する使用に起因 | (9)その他本特約および会員規約に違反する使用に起因 |
| する損害 | する損害 |
| | |
| | |
| 第11条(退会) | 第11条(退会) |
| 1. 会員が ETC カードを退会する場合は、当社の指定する | 1. 会員が ETC カードを退会する場合は、当社の指定する |
| 金融機関もしくは当社に所定の届出用紙を提出する方法 | 金融機関もしくは当社 <mark>へ当社</mark> 所定の方法により届出るも |
| または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の | のとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、会 |
| 方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と | 員の ETC カードを当社に返却するものとします。 |
| 認めた場合には、会員の ETC カードを当社に返却するも | |
| のとします。 | |
| 第12条(再発行) | 第12条(再発行) |
| 1. ETC カードの再発行は、当社所定の届けを提出してい | 1. ETC カードの再発行は、当社所定の方法で届出を行 |
| ただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場 | い、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、 |
| 合、会員は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払う | 会員は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払うもの |
| ものとします。 | とします。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | ETC システム利用規程等については、下記サイトからご確 |

| | 認ください。 |
|--------------|--|
| | ETC システム利用規程 |
| | |
| | https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html |
| | ETC システム利用規程実施細則 |
| | |
| | https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html |
| (2020年10月改定) | (2024年4月改定) |